

## GFC国内実施計画の策定に当たっての考え方と 構成案及び盛り込むべき事項について

令和6年9月2日

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

### I. GFC国内実施計画の策定に当たっての考え方（案）

#### 1. 策定主体について

- ・ 本年4月に開催した第1回 GFC 関係省庁連絡会議で合意済みであるとおおり、策定の主体は関係省庁連絡会議とし、実施計画に記載する具体的な取組は、原則として国の施策・事業等としている。ただし、特に必要と考えられる場合は、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等に期待される取組についても記載することとした。

#### 2. 計画の構成等について

- ・ 構成については、総論として、ボン宣言及びGFC 枠組み文書に沿って、我が国における化学物質管理の基本的な方針を記述し、各論として、GFC 戦略目的及びターゲットに沿って我が国として実施する具体的な取組の概要をとりまとめることとしている。
- ・ SAICM 国内実施計画（平成24年9月策定）における構成も参考としつつ、次ページのとおり計画構成等のたたき台を作成した。
- ・ 今後、本たたき台に対するご意見をいただきながら GFC 国内実施計画を草稿していきたい。

#### 3. その他

- ・ ステークホルダーからの意見聴取の場として、本年度も開催予定の「化学物質と環境に関する政策対話」を適宜活用するとともに、パブリック・コメント手続きも適宜行うことを第1回 GFC 関係省庁連絡会議にて合意している。

#### 4. 各府省にお願いしたい事項

- ・ 次ページ以降の GFC 国内実施計画の構成案及び盛り込むべき事項案について、御意見を9月13日（金）までをお願いしたい。
- ・ 御意見を踏まえ、構成案及び盛り込むべき事項案を修正したものを9月末までに共有する予定。

## II. 構成案及び盛り込むべき事項について（叩き台）

※ゴシック+太字：構成案（叩き台）

※明朝：盛り込むべき事項（叩き台）

### 第1章 はじめに

#### 1. 国内実施計画策定の経緯

##### (1) 化学物質管理を取り巻く国際状況

- ✓ 環境問題に関する国際的な状況（地球の三大の脅威：気候変動、生物多様性損失、汚染）
- ✓ これまでの国際的な化学物質管理の取組（アジェンダ 21 第 19 章、WSSD 目標、SAICM 採択、SDGs）
- ✓ 現在の化学物質を取り巻く状況（化学産業のグローバル化、安全性に関する国際対応の必要性、グリーン・ケミストリー、欧米をはじめとした持続可能な化学への移行、サーキュラーエコノミーの動き、ESG 等の事業者の自主的取組を促進するためのインセンティブの動き）
- ✓ 2023 年 9 月に開催された第 5 回国際化学物質管理会議 (ICCM5) における GFC の採択による新たな化学物質管理への移行、GFC の概要を記述

##### (2) 我が国の GFC に関する取組状況の概観

- ✓ 平成 24 年 9 月の SAICM 国内実施計画の策定とそれに基づく化学物質管理の推進したこと、2024 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画において GFC に基づく化学物質管理の推進が位置づけられたこと、GFC 採択後に GFC 関係府省連絡会議を設置し、GFC 国際会議のアジア太平洋地域代表等 GFC の国際的な実施への貢献してきたことを記述

##### (3) GFC 国内実施計画策定に至った経緯

- ✓ GFC 文書 VI. 実施支援メカニズムにおける「B. 国内実施」を踏まえ、2024 年 4 月に設置した第 1 回 GFC 関係省庁連絡会議において、GFC 国内実施計画の策定を決定した経緯を記述

#### 2. 計画策定までの手続き

- ✓ GFC 関係省庁連絡会議が主体として、同会議を定期的に行い計画を策定していった経緯を記述
- ✓ 国民、事業者、行政、学識経験者等の様々な関係者が参加する「化学物質と環境に関する政策対話」やパブリック・コメントを通じた各主体からのイン

プットを得るプロセスについても記述

### 3. この計画が扱う範囲について

- ✓ GFC 文書 III. 対象範囲<sup>1</sup>に基づき、本国内実施計画も同様の対象範囲を取り扱う旨を記述する。
- ✓ 本国内実施計画における具体的な記述に際しては、環境分野については、前述のとおり、第六次環境基本計画の重点分野である「包括的な化学物質対策に関する取組」を踏まえて、具体的な施策を記述する。
- ✓ 第六次環境基本計画では扱われていない範囲については、関係各省・有識者へのヒアリング等調査、化学物質と環境に関する政策対話による関係主体との議論を経て、また、パブリック・コメントで寄せられた意見等を踏まえつつ具体的な施策を記述する。

### 4. 国内における関連計画

- ✓ POPs 条約国内実施計画、ダイオキシン類の量を削減するための計画、水俣条約国内実施計画、第6次環境基本計画等、化学物質管理、有害廃棄物管理に関連した関係省庁における計画との関係について記述

## 第2章 我が国の状況

### 1. 化学物質管理のための法令及び法規制以外の仕組み

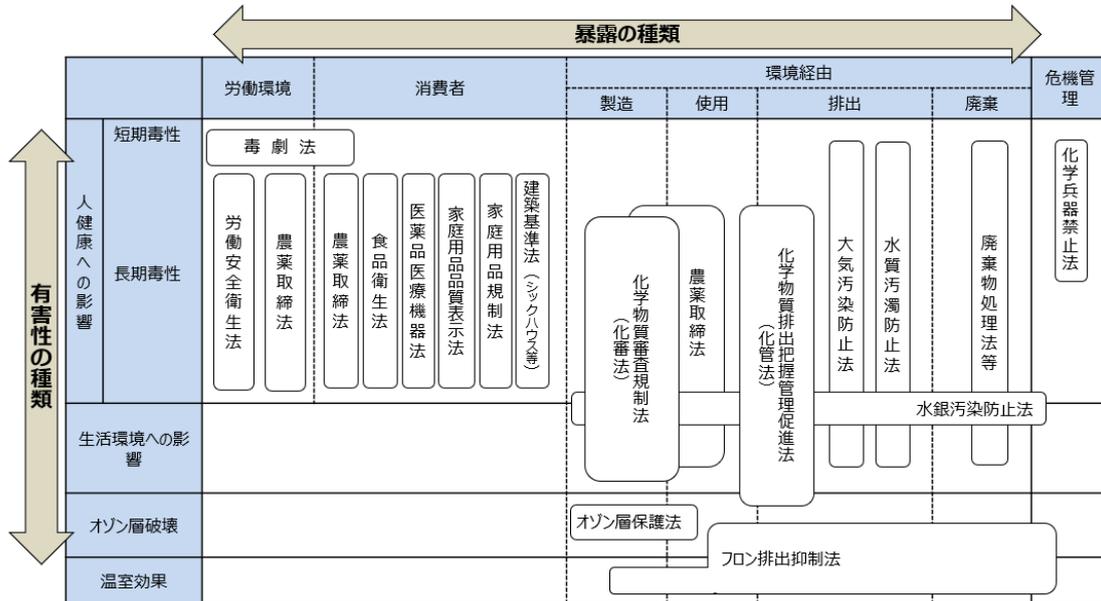
#### (1) 化学物質管理のための主な法令

---

<sup>1</sup> 8. 枠組みの対象範囲は、製品や廃棄物を含む化学物質のライフサイクルである。この枠組みは、化学物質と廃棄物の適正管理を強化するためのイニシアティブを促進し、これまでに策定された化学物質と廃棄物に関する他の文書を十分に考慮し、新たな文書を考慮する上で十分な柔軟性を有する。

9. 枠組みは、多様な主体と多部門の性質を有する。環境、保健、農業及び労働を含む全ての関連部門と、地域、国、地域及び世界レベルでの化学物質のライフサイクルにわたる主体の関与を包含し、化学物質と廃棄物の適正管理に極めて重要な環境的及び社会的側面を考慮する。

- ✓ 本国内実施計画に関連する取組を記述している主な法令を、以下の図\*を参考にライフサイクルに基づき記述。（\*出典：第1回化審法見直し合同委員会配布資料3をもとに作成。）



## (2) 国際協定等への対応

- ✓ 化学物質管理に係る国際協定等において、本国内実施計画に関連する取組を記述している主な国際協定等を記述。具体的には、POPs条約、PIC条約、バーゼル条約、水俣条約、オゾン層に関するウィーン条約及びモントリオール議定書、GHS等。その他、化学物質に関係する国際協定などがあれば記述

## (3) 国以外の主体による関連の取組の例

- ✓ 地方公共団体の取組例、産業界等の取組例、NGO/NPOの取組例その他必要に応じて他主体の取組例を記述

## 2. 化学物質の管理に係る取組状況と課題

- ✓ GFCの5つの戦略目的及び28のターゲットに基づいて、政府（各関係省庁）の現行の取組を整理して記述
- ✓ 28のターゲットについては、政府の取組に関するもののみ記述

## 第3章 具体的な施策の展開—国内実施計画の戦略

### 1. 基本的考え方

#### (1) 目標

- ✓ GFC のビジョン「安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」を実現することを念頭に置いて記述

## **(2) 実施主体の役割**

- ✓ 中長期的な目標の達成に向けて対策を進めるために必要な各主体(地方公共団体、国民、NGO/NPO、労働者、事業者等)、それぞれ期待される役割を記述

## **2. 具体的な取組事項**

- ✓ 第2章の我が国の状況で整理した「主な取組状況」を踏まえて、GFCの5つの戦略的目的及び28のターゲットに基づいて整理
- ✓ 1(2)実施主体の役割を踏まえて、必要に応じ、各主体に期待される取組についてもGFCの5つの戦略的目的及び28のターゲットに基づいて整理

## **第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定**

### **1. モニタリング(点検)／評価及び改定の方法**

- ✓ モニタリング(点検)の方法(手続き、関係省庁連絡会議での合意など)を記述。基本的には、GFCの進捗確認スキーム<sup>2</sup>に合わせたものとする。
- ✓ GFC国際会議やそのほかの国際動向を踏まえて、必要に応じて、関係省庁連絡会議において本国内実施計画を改定する旨を記述。
- ✓ 国内実施計画の点検・改定に際しては、政策対話などで関係する各主体の意見を聴くとともにパブリック・コメントを実施する旨を記述。

### **2. 実施タイムライン**

- ✓ 点検・評価や、必要に応じた改正のタイムラインを記述

## **附属資料**

### **1. 主な法令等**

- ✓ 本計画第2章1の詳細(関係法令など)を掲載(「化学物質の管理に係るナショナル・プロファイル<sup>3</sup>」第4章を更新するイメージ)

### **2. その他**

- ✓ その他、附属資料として掲載すべきものは、有識者ヒアリング、関係省庁連絡会議、政策対話での議論を踏まえて掲載

(以上)

<sup>2</sup> GFC 枠組み文書 XI. Taking Stock of Progress

<sup>3</sup> IFCS 各省連絡会議資料(H15.10) (<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf>)